

「森とせせらぎネット」 会則

森とせせらぎネット

(名称)

第一条 この会は、「井田山・江川遊歩道 森とせせらぎネットワーク」(略称「森とせせらぎネット」、以下「ネット」と略称する。)という。

(目的)

第二条 このネットは、「江川せせらぎ遊歩道」と周辺の里山の保全、維持活動に協働し、新城から井田山をつなげた『水と緑の回廊』のまちづくりを目指し、活動を通じて“文化があり、人の顔が見え、心豊かな、いつまでも住んでいたい、子どもの故郷になる”ような地域づくりをめざす。

(構成)

第三条 このネットは、上記目的に賛同する個人及び団体を構成する。『水と緑の回廊』に関わる住民、団体間の連絡・連携・協力するネットワークとする。

(活動)

第四条 このネットは次の活動を行う。

- (1) 『水と緑の回廊』の維持、保全、環境向上などの協働活動及び独自活動。
- (2) 『水と緑の回廊』に関わる活動状況、関係するニュースなどの情報提供。
- (3) このネットが行う各種イベントへの参加及び協力。
- (4) その他、このネットの目的を達成するために必要な活動。

(役員)

第五条 このネットには次の役員をおく。

- | | |
|----------|-----|
| (1) 代表 | 1名 |
| (2) 副代表 | 2名 |
| (3) 幹事 | 15名 |
| (4) 事務局長 | 1名 |
| (5) 会計 | 1名 |
| (6) 会計監査 | 2名 |

(役割・選出)

第六条 「代表」は、このネットを代表し・総括する。代表は代表委員から推薦し、総会で決定する。

「副代表」は代表を補佐し、代表不在時は代行する。副代表は代表委員から推薦し、総会で決定する。

- (2) 「幹事」は ①参加団体の代表者、②個人参加者の中から推薦し、総会で決定する。
- (3) 「事務局長」は、幹事会で協議し総会で決定する。別に事務局を設ける。
- (4) 「会計」は、このネットの会計処理を行う。幹事会で協議し総会で決定する。
- (5) 「会計監査」は、このネットの会計を監査する。幹事会で協議し総会で決定する。

(総会)

第七条 総会は、代表が年一回招集する。ただし、臨時総会を招集することが出来る。

2、総会に付議する事項は以下のものとする。

- (1) 事業報告及び会計報告
- (2) 事業計画及び会計予算
- (3) 役員を選出。役員任期は2年間とし、再任を妨げない。
- (4) 会則改正及びこのネットの運営に関する重要な事項

3、総会は、出席者の1/2で成立、その過半数で決定する。総会の議長は出席者より選出する。

(ネットの運営・会議)

第八条 ネットの運営・活動のため「幹事会」と「作業部会」を設ける。

- 2、「幹事会」は代表が主宰し、{会の運営}と、{会の活動}に必要な事項を協議・決定する。
- 3、{会の活動}のため、「作業部会」を設ける。「部会長」は幹事の中から代表が指名する。
会員は原則として、何れかの「作業部会」で活動する。
- 4、「幹事会」「作業部会長会」は、原則として月1回開催する。

(会費・会計)

第九条 このネットの収入は、会員の「年会費」、賛助金、補助金などによる。

2、年会費は個人500円、団体一口2,000円とする。

3、会計年度は4月1日から3月31日までとする。

(その他)

第十条 ネットの活動に大きな貢献をした会員には慶弔を行う。詳細は役員会で協議し決定する。

第十一条 本会則は2015年4月1日より発効する。改正は幹事会の議を経て、総会の承認を必要とする。

この会則に定めていないものや、運営に必要な事項は、幹事会でその都度定める。

{改正}

- ① 2008、/04、/01— 九条追加、十条繰下げ
- ② 2010、/04、/01— 八条追加、五、六条改正
- ③ 2015、04 05 幹事会で審議、総会で決定